

り よ う け い や く し ょ
利 用 契 約 書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
社会福祉法人 福角会

していせいかつかいごじぎょうしよ
指定生活介護事業所

いと きの 里
いと きの 里

指定生活介護事業所 いつきの里 利用契約書

いつきの里の利用を希望する者(以下「利用者」という。)と社会福祉法人 福角会 生活介護事業所 いつきの里(以下「事業所」という。)は、利用者が事業所の提供するサービス(生活介護事業)を受け、それに対する利用料金を事業所に支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1条 (目的)

本契約は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する為の法律(以下「法」という)の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する為に、事業所が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

第2条 (期間)

本契約の契約期間は、障害福祉サービス受給者証の認定期間に記載されている期間とします。本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、自動的に同じ内容で更新されるものとします。

第3条 (個別支援計画)

事業所においては、利用者の状況ならびに課題と意向を常に把握すると共に目標を設定し、利用者やその家族・後見人等への面接とサービス担当者会議を経て、サービス管理責任者が利用者の個別支援計画を作成します。作成後、個別支援計画の実施状況の把握を行うと共に、少なくとも6カ月に一回以上、見直しを行い必要に応じて変更します。

この個別支援計画については、事業所が利用者やその家族・後見人等にその内容を説明し、文書による同意を得たうえで作成するもので、その写しを利用者等に交付いたします。

なお、利用者やその家族・後見人等はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

第4条 (サービス内容)

事業所は、前条に定める個別支援計画に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

- ① 相談及び支援(訪問支援含む)
- ② 心身の状況に応じた適切な介護・支援等
- ③ 生産活動の機会の提供(生産活動にともなう工賃支払含)
- ④ 食事の提供及び栄養管理
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 余暇活動
- ⑧ 創作的活動
- ⑨ 送迎サービス

第5条 (利用料)

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を、食費・光熱水費とあわせて事業所に支払います。ただし、サービス利用料金のうち介護給付費等から支給される部分（全体額の9割）については、原則として、事業所が市町から代理して受領しますから、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 事業所は、当月の利用料金の合計額の請求書を翌月末までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を翌々月10日までに支払います。（金融機関が休みの場合は翌営業日）
- 4 事業所は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。ただし、銀行振り込みの場合は振り込み書を領収書とみなしますが必要に応じて領収書も発行します。
- 5 国の定める費用に変更があった場合、事業所は当該利用者負担額を変更することができるものとします。
- 6 事業所は、法に基づく介護給付費対象外サービスに要する費用を物価の変動その他の理由により相当な額に改定することができるものとします。なお、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨を記載するものとします。

第6条 (生産活動と工賃の支払)

- 1 事業所は、第3条に規定する個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して就労に関する適切な訓練・支援等の機会を提供します。
- 2 事業所は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事された利用者へ支払います。

第7条 (事業所の基本的義務)

- 1 事業所は、利用者に対し、自立と社会経済活動への参加促進の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、個別支援計画に基づくサービス提供と利用状況の把握を適切に行います。
- 2 事業所は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、障害福祉サービスを提供します。

第8条 (事業所の具体的義務)

- 1 事業所は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するとともに、非常災害対策ならびに衛生管理等に必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、本契約に基づく内容について、利用者やその家族・後見人等の質問等に対して適切に説明します。
- 3 事業所及び従業者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。また、秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じます。
- 4 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 事業所は、第17条に基づく苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、苦情に対して市町等が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行います。
- 6 事業所は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供完了日から5年間保存します。

利用者やその家族・後見人等は、事業所の窓口業務時間内（9：00～17：00）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。

第9条（事故と損害賠償）

- 1 事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- 2 事業所は、サービスを提供するにあたって、事業所の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第10条（利用者等による不当な言動等への対応）

- 1 利用者またはその家族その他関係者（以下「利用者等」という。）は、職員その他の関係者に対し、暴力・暴言・威圧的言動・侮辱・性的言動・不当な要求等、社会通念上許容されない言動を行ってはならないものとします。
- 2 事業所は、前項のような言動が確認された場合、事実関係を調査し、必要に応じて利用者等に対し注意・指導・改善の要請を行うことができます。
- 3 利用者等が前項の要請に応じず、または改善が見られない場合、事業所は次の措置を講ずることができます。
 - (1) 面談や電話等の制限
 - (2) 職員立会いのもとでの対応限定
 - (3) サービス内容・方法の一時的な変更または中止
 - (4) サービス利用契約の解除（やむを得ない場合に限る）
- 4 上記の措置を講ずる際には、事業所は可能な限り利用者等に対し理由を説明し、必要に応じて関係機関（相談支援事業所、市町村担当課等）と連携します。
- 5 利用者等の言動が、職員や他の利用者の安全を著しく害するおそれがあるときは、事業所は警察等関係機関への通報を行うことができます。

第11条（安全なサービス提供環境の確保）

- 1 事業所は、利用者及び職員双方が安心してサービスを受け・提供できる環境を確保するため、ハラスメント防止に関する方針を定め、周知に努めます。
- 2 利用者及び家族は、職員に対する不当な言動を慎み、相互の信頼と尊重のもとにサービス提供が行われるよう協力するものとします。

第12条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (3) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (4) 事業所が事業所の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第13条から第15条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第13条 (利用者からの解約等)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。
- 2 利用者が、第1項の通知を行わずに事業所から退去した場合には、事業所が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第14条 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業所もしくは職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業所もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- (2) 事業所もしくは職員が第8条1項から6項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業所もしくは職員が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合

第15条 (事業所からの契約解除)

事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが、3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- (2) 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業所もしくは従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (4) 利用者等が暴力・暴言・威嚇・性的言動・不当要求等により職員または他の利用者に対して著しい迷惑や危険を及ぼすおそれがあるとき。
 - ①上記の行為が繰り返され、改善の見込みがないと判断されるとき。
 - ②サービス提供に必要な信頼関係を維持することが困難であるとき。
 - ③その他、事業運営上やむを得ない事由があるとき。

第16条 (緊急時の支援)

- 1 事業所は、利用者の病状に急変が認められた場合、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼します。
- 2 前1項の他、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定するものに対し、連絡します。

第17条 (苦情解決)

- 1 利用者やその家族・後見人等は、本契約に基づくサービスについて苦情がある場合は、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。事業所は、

苦情が申し立てられた時は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の有無及びその方法について、利用者やその家族・後見人等に文書で報告します。

- 2 事業所は、利用者やその家族・後見人等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し一切の不利益を与えません。
- 3 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された愛媛県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第18条 (虐待防止)

事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止の為に、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、責任者を設置する等、必要な体制の整備及びその職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

第19条 (身体拘束の禁止)

- 1 事業所は施設入所支援及び生活介護の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。
- 2 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

第20条 (衛生管理等)

事業所は感染症又は食中毒が発生した際には、まん延しないように、従業者に対して周知徹底を図るとともに、施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置を講じます。

第21条 (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることとします。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

第22条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとする。

この契約について、家族・後見人等の立会にて契約する場合は、立会人欄に記名捺印するものと
します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が記名捺印のうえ、各1通を保有す
るものとします。

令和 8年 3月 日

利用者

(住所)

(氏名)

印

立会人

(住所)

(氏名)

印

利用者との関係 ()

所在地 愛媛県松山市福角町甲1829番地

事業所名 社会福祉法人 福角会

理事長 山崎 隆 印